

新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 6 月 18 日

桜井市新型コロナウイルス対策本部

政府の基本的対処方針、及び、奈良県の新型コロナウイルス感染症対処方針において、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされていることを踏まえ、桜井市においても、新型コロナウイルス対策本部会議(以下「本部会議」という。)を開催し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を段階的に実現するため、下線部の通り対策方針を改定することいたしました。

1. 市立小中学校、幼稚園

(1)市立小中学校及び市立幼稚園の再開について

・6 月 1 日(月)から再開。

(2)感染症対策

・これまで行ってきた感染症対策を継続して実施する。

2. 学童保育所

(1)保育について

・6 月 1 日(月)から通常通り開所。

(2)感染症対策

これまで行ってきた感染症対策を継続して実施する。

3. 市立保育所

(1)保育について

・6 月 1 日(月)から通常どおり保育を実施。

(2)感染症対策

これまで行ってきた感染症対策を継続して実施する。

4. 市内行事と施設の取り扱い

(1)市主催以外の行事・イベント開催については6月19日(金)から7月9日(木)まで、次のように緩和する。

① 次の少人数のイベントは、下記の感染防止対策の徹底を条件に開催

・屋内であれば1000人以下、又は、収容率50%以内のどちらか小さい方を限度とする人数

・屋外であれば1000人以下、又は、十分な間隔(できれば2m)を確保できる人数のどちらか小さ

い方を限度とする人数

感染防止対策

- i 三つの密(密閉、密集、密接)の回避を徹底すること。
- ii 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- iii 適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること
- iv イベント前後や休憩時間などの交流を極力控えるよう呼びかけること。

② ①の感染防止対策を行うことができないイベントは、引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要請するとともに、限度の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることに十分留意するよう求める。

(2)市が主催するイベントも、少人数イベントについては、順次開催する。

(3)市有施設等は、感染防止対策を講じて業務を行う。ただし、下記の施設については、業務の縮小又は一部の利用制限を行う。

○【まほろばセンター(エルト桜井 2 階)】

・ひみつこぱーく ⇒ 6月 19 日(金)から7月 9 日(木)まで、土日祝日の利用は対象者を市内在住者のみに制限し、平日の利用は対象者の制限を解除する。

・健康ステーション ⇒ 6月 19 日(金)から7月 9 日(木)まで、活動量計の貸出のみ行う。

○【総合体育館】⇒6月 19 日(金)から 6 月 30 日(火)まで、トレーニングジムの利用を休止する(7 月 1 日(水)から利用開始予定)。

○【市立図書館】⇒6月 19 日(金)から7月 9 日(木)まで、貸館、及び、図書の貸出と返却業務のみ行う。

5. 市内の感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え

【施設名】市立小学校、中学校、幼稚園、学童保育、市立保育所、その他公共施設

発生状況	①施設内で感染症患者が発生した場合	②複数のクラスター感染や市中感染となった場合	③市内で単体の感染症患者が発生した場合
休業の方法	感染症患者が発生した当該施設の全部又は一部を臨時休業とする。	上記施設について本部会議で臨時休業を検討する。	休業しない。

6. 市職員(教職員、保育士等を含む)の勤務について

- (1)市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。
- (2)市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。
- (3)患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。
- (4)市民と接する機会の多い窓口職員を中心に、可能な限りマスクの着用を勧める。

7. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県(中和保健所を含む)との情報共有と連携を密にし、引き続き、市行政として行いうる対策に全力で取り組む。

8. 医師会及び市内医療機関との連携

感染拡大防止に向け、医師会及び市内医療機関と情報共有を密にし、今後の発生段階に合わせた必要な体制が取れるよう連携協力を進める。

以上

注 釈

第 15 報からの変更点(下線のある箇所)

- 政府及び奈良県において「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされていることを踏まえ、対策方針を改定することを表記
- 行事、イベントの緩和内容について変更
- 市有施設等の再開及び一部施設の利用制限等について表記